

## 新型コロナウイルス感染症関連 市税等の納付猶予等について

R2.4.10

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等を一時的に納付することができない場合、申請による猶予制度等がありますので、詳細については各お問い合わせ先にご相談ください(受付時間:各課とも平日午前8時30分～午後5時15分)。

なお、猶予制度等は、現行の内容であり、緊急経済対策における特例措置(案)は含んでおりません。

四日市市

担当課	科目	納付猶予を可とする要件	猶予期間	お問い合わせ先
財政経営部 収納推進課	市税(住民税、固定資産税・都市計画税、法人市民税、事業所税)	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い ①財産に相当の損失を生じた場合 ②ご本人またはご家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止し、または休止した場合 ④事業に著しい損失を受けた場合	原則1年以内 (状況により 最長2年)	収納推進課 ☎354-8140 8143 (通常の時間帯、水曜日を 除く平日午後7時30分 までの夜間、毎月最終日 曜日午前10時から午後4 時までも相談可)
健康福祉部 保険年金課	国民健康保険料	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い ①納付義務者が事業又は業務を停止した場合 ②納付義務者が事業又は業務に甚大な損害を受けた場合 ③上記に類する理由がある場合	6か月以内(状況により6か月以内の期間において延長)	保険年金課 ☎059-354-8160 (通常の時間帯、毎月最終日 曜日午前10時から午後4時 までも相談可)
	後期高齢者医療保険料	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い ①被保険者又はその属する世帯の生計維持者が死亡した、心身に重大な障害を受けた、長期入院した場合 ②被保険者又はその属する世帯の生計維持者が事業又は業務を休廃止した、事業における著しい損失を受けた、失業した場合 ③広域連合長が特に必要があると定める理由がある場合	6か月以内(状況により6か月以内の期間において延長)	
健康福祉部 介護保険課	介護保険料	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い ①収入が著しく減少した場合 ②ご本人またはご家族が病気にかかった場合	6ヶ月以内	介護保険課 ☎354-8190
上下水道局 お客様センター	水道料金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動を縮小せざるを得ない、また離職や収入の減少等による場合	原則2～3か月(状況に応じて延長あり)	上下水道局 お客様センター ☎354-8355
	下水道使用料			
	コミュニティ・プラント使用料			
	農業集落排水施設使用料			

\*また上記の他、市営住宅使用料(市営住宅課 ☎354-8218)、保育所負担金(保育幼稚園課 ☎354-8172)等、市に納めていただく他の料金でも相談を受け付けます